

議会事務局 処 理 欄	受 付	令和 8 年 8 月 2 0 日	質問（受付）順位	1 番
		8 時 3 0 分		
令和 8 年 8 月 2 0 日				
阿久比町議会 議長 竹内 卓美 殿				
阿久比町議会議員 都築 清子 議席番号 7 番				
一 般 質 問 の 通 告 に つ い て				
令和 8 年第 3 回定例町議会において次のように質問したいから通告します。				
番号	質 問 事 項	質 問 の 要 旨 （具体的にご記入願います）		備 考
1	開庁時間短縮の妥当性	今年 6 月から 1 2 月まで、役場とオアシスセンターの開庁時間の短縮を試行しています。 この取り組みは、窓口対応のない時間を事務処理や課題解決などにあてることで職員の働き方を見直す「働き方改革」と、「より質の高い住民サービス」の両立を図ることを目的としています。 開庁時間の短縮に至った経緯や、その判断の妥当性を住民、職員が理解しているかどうかを検証する観点から以下の点について伺います。 ① 時間短縮の試行にあたり来庁者数の推移、時間帯別の混雑状況、職員の業務負担など判断材料となるデータをどのように収集し、どの指標により短縮することを妥当と判断したのかを伺います。 ② 勤労世帯、子育て世帯など時間内の来庁が難しい住民への影響が想定されますが、これまで把握した住民の声や、利用実態をどのように評価し、利便性の低下を防ぐための代替案をどこまで検討しているのかを伺います。 ③ 周知や住民対応、職員の働き方や意識の変化を見極めるうえで、7 ヶ月の試行期間で住民、職員が納得できる判断に至るか疑問です。より確かな評価のため、試行期間の柔軟な延長についての見解を伺います。		

番号	質 問 事 項	質 問 の 要 旨 (具体的にご記入願います)	備 考
2	災害に必要な備え	10年前の熊本地震から復興が進む中、7月28日熊本県熊本地方でマグニチュード7.1 最大震度7の地震が発生しました。災害は我が身に降りかかってから「備えておけばよかった」と後悔しても取り返しがつきません。住民の生命・財産を守るため、そして行政機能を維持するために、早急に備えるべきことについて以下の点を伺います。 ①住民が自ら身を守るための施策 通電火災や初期火災は地震後の二次被害として重大な危険をもたらします。感震ブレーカーや家庭用火災報知器は住民の命と財産を守る大きな手立てです。 以下、普及促進について伺います。 (ア)感震ブレーカーの設置啓発と補助制度 (イ)家庭用火災報知器の設置・付け替え啓発と補助制度 ②自治体職員が被災した場合の応援職員の受援体制の構築 大規模災害が発生すると、自治体には避難所運営、被害調査、り災証明書の交付、被災者相談など業務が増大します。 また、自治体職員自身が被災し、参集できない可能性もあります。 そのため、他自治体からの応援職員を迅速に受け入れ、町民の支援へ直ちに配置できる受援体制を構築しておく必要があり、本町でも現在策定を始めていると聞いております。 その内容として住民対応を停滞させない体制になっているか、以下の点について伺います。 (ア)人的応援が必要であると判断する責任者は誰で、各部局の役割分担は明確になっていますか。 (イ)策定までの間でも、最低限、要請責任者、県への連絡経路、応援対象業務、受け入れ担当、執務場所、宿泊場所を整理した暫定的な対応表などは作成されていますか。 (ウ)被害の全容が把握できていない段階でも、必要に応じて県等へ早期に相談・要請できるようになっていますか。 (エ)本町と締結している自治体間の災害時応援協定がありますが、締結後担当者の連絡先や派遣可能な職種について定期的な確認をすることになっていますか。 (オ)これまで協定自治体との情報伝達訓練や、応援職員の受け入れ訓練を実施したことはありますか。	

番号	質 問 事 項	質 問 の 要 旨 (具体的にご記入願います)	備 考
3	夏休み子どもの酷暑対策・食支援	近年の物価高騰等に伴う生活困窮の深刻化により、記録的な猛暑の中で冷房設備が十分に整っていない家庭や、夏休み中の登校機会の減少に伴い、熱中症や栄養不足など、子どもの健康に対するリスクが高まる状況が全国的に懸念されています。 また、支援が必要であるにもかかわらず、家庭の孤立が表面化しにくい時期でもあることから、困難を抱える子どもの把握が遅れやすいという課題も指摘されています。 こうした状況をふまえ、こども家庭庁支援局家庭福祉課は5月15日付で「夏季休業期間中の酷暑対策及び食支援に係る各施策の活用について」を示し、自治体に対し積極的な事業活用を促しています。 その連絡通知では ・地域こどもの生活支援強化事業 ・放課後児童健全育成事業 などを活用し、学校施設、児童館、放課後児童クラブ（本町の名称は「学童保育」）など、子どもが気軽に立ち寄ることができる「安全で涼しい場所」において、調理または弁当・軽食の提供を行うことが可能であるとされています。 さらにこうした身近な場所での食支援を通じて、多様かつ複合的な困難に直面する子どもを早期に把握し、適切な支援機関につなぐことができると考えられるとしています。 単なる食事提供にとどまらず、地域の見守り機能の強化にも資する施策について、本町の見解を伺います。 ① 本町において、今年の夏休み期間中の子どもの居場所・食の状況、ならびに生活困難家庭の状況をどのように把握していますか。 ② 国が示した各事業を活用し、来年度の夏休み期間において「涼しい場所の確保」や「食支援」を実施することが可能であると考えますが、見解を伺います。 以 上	

